

平成 29 年度  
「多様な働き方就労支援業務委託」  
プロポーザル実施要領

平成 29 年 5 月  
宜野湾市 産業政策課

## 1. 趣旨

この要領は、多様な働き方就労支援業務委託（以下、「事業」という。）の受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項について定めるものである。

## 2. 事業実施の背景及び目的

沖縄県の雇用情勢は、完全失業率が4%前後、有効求人倍率は1倍を超えるなど改善傾向が続いており、人材不足や労働力不足の状況も現れている。一方、沖縄総合事務局の調査によると、沖縄県の専業主婦のうち約9割が将来的に就労意向を持っているが、育児などによる家事と仕事の両立や、就労そのものに対して不安を抱えている事が分かっている。

本事業では、主婦層をはじめ、家庭の事情などで従来の就労形態では働く事が困難な方々に対する就労支援を実施することで、就労に対する不安を払拭し、仕事と家庭の両立を実現する就労機会を確保することを目的とする。

## 3. 契約期間

契約締結の日～平成30年2月28日

※契約締結は6月中旬頃を予定

## 4. 予算額

委託料：31,891,860円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※上記金額は本プロポーザルのために提示する金額であり契約金額ではない。

## 5. 事業概要

主婦層をはじめ、家庭の事情などで従来の就労形態では働く事が困難な方々に対し、座学中心のOFF-JT※1及び実務中心のOJT※2を組み合わせて実施する。

多様な働き方や受講生の希望に合った働き方が可能なOJT受入企業等を開拓し、OJT受入企業等への就労や継続雇用を目標としてマッチングやOJT期間中のフォローを行う。また、OJT受入企業等への就職に至らなかった受講生に対しても継続的に支援を実施し、早期就労を図る。

※1 OFF-JTとは、企業における本来業務の遂行過程外で行われる座学等による職業訓練で、適確な指導者による指導の下行われるものを指す。

※2 OJTとは、企業における本来業務の遂行過程内で行われる実務を通じた実践的な技能及びこれに関する知識を習得する職業訓練で、適確な指導者による指導の下行われるものを指す。

## 6. 委託業務内容

平成29年度「多様な働き方就労支援業務委託」プロポーザル仕様書のとおり

## 7. 応募要件

- (1) 沖縄県内に本店又は支店等を有する法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条による破産の申立て（同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条による破産の申立てを含む。）がなされていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）がなされていない者であること。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 本事業の公告日から契約締結の日までの間において、宜野湾市指名競争入札参加者の指名等に関する規程（昭和 60 年訓令第 9 号）に基づく指名停止の措置を受けている期間がないこと。
- (8) 市町村税の滞納がないこと。
- (9) 宜野湾市暴力団排除条例（平成 23 年宜野湾市条例第 14 号）第 5 条に規定する暴力団員及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (10) 過去 3 カ年度における本市との受託業務等において、法令違反や不正行為等がないこと。

※コンソーシアム（共同企業体）の場合、当該コンソーシアムの代表者及び全ての構成員が上記全ての要件を満たしていること。

また、コンソーシアムの中に幹事企業を 1 者置き、以下の要件を満たすこと。

- ①コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。
- ②コンソーシアムの構成員が単体企業としても重複参加する者でないこと。

## 8. 提出書類等

- (1) 提出書類
  - (ア) 参加申込書（様式第 1 号）
  - (イ) 企画提案書（下記（2）参照）
  - (ウ) 会社概要及び業務実績（様式第 2 号）※1
  - (エ) 事業実施体制（様式第 3 号）

- (オ) 見積書（様式第4号）
- (カ) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）※1 ※2
- (キ) 貸借対照表及び損益計算書の写し（直近2期分）※1
- (ク) 市町村税完納証明書（所在地の市町村で取得してください。）※1 ※2
- (ケ) 社会保険料納入確認書 ※1 ※2
- (コ) 労働保険証明書 ※1 ※2
- (サ) コンソーシアム（共同企業体）協定書（様式第5号）※3
  - ※1 コンソーシアム（共同企業体）で応募する場合、構成員ごとに提出。
  - ※2 発行から3か月以内のものに限る。
  - ※3 コンソーシアム（共同企業体）で応募する場合のみ提出。

(2) 企画提案書について

書式は日本工業規格A4横書き片面刷りとし、以下の内容を記載すること。

なお、企画提案書は20枚以内に収めること。

- (ア) 本市や沖縄県の現状及び課題を踏まえた上での事業の必要性
- (イ) 事業実施体制
- (ウ) 求職者（以下、受講生という。）及び企業等への事業の周知及び広報の方法
- (エ) OJT受入企業の開拓方法
- (オ) 受講生の選考方法
- (カ) 人材育成の手法（研修カリキュラム、担当予定講師等）
- (キ) OJTに際し受講生と受講生受入企業とのマッチングに関する実施内容
- (ク) 座学研修、OJTから安定的な継続雇用等へ繋げる効果的な支援内容
- (ケ) 研修修了後に継続雇用等とならなかった場合の受講生への就労支援の実施内容
- (コ) 受講生の状況確認や相談等の実施体制
- (サ) 事業終了後の就労先等。また、想定される勤務形態と所得水準
- (シ) 実施スケジュール
- (ス) その他上記以外で事業目的に沿った効果的な提案がある場合は、理由も含めその内容

(3) 見積書について（様式第4号）

対象経費等は、別紙業務仕様書『4. 対象経費』を参照すること。

(4) 書類の提出について

提出部数：正本1部、副本8部

提出方法：持参又は郵送

提出期限：平成29年5月19日（金）17:15必着

提出先：〒901-2710

宜野湾市野嵩一丁目1番1号

宜野湾市 市民経済部 産業政策課

担当：雇用労政係 佐喜眞、比嘉

TEL：(098) 893-4411（内線448）

FAX : (098) 893-4410

E-Mail : shimin07@city.ginowan.okinawa.jp

(5) 質問の受付について

本事業について質問がある場合は、質問書（様式第6号）に記載の上、上記提出先へ E-mail 又は FAX にて提出し、送信後到達確認の電話連絡をすること。回答は市ホームページ及び E-mail にて行う。

質問受付期間：公告日～平成 29 年 5 月 11 日（木）17:15 まで

## 9. 受託候補者の選定方法

提出された企画提案書等については、多様な働き方就労支援事業受託候補者選定委員会において以下の視点で審査を行い、合計点数の最も高い者を受託候補者として選定する。審査にあたっては、プレゼンテーションを実施するものとし、応募者に対して開催日時等を事前に通知する。

なお、応募者多数の場合は、多様な働き方就労支援事業受託候補者選定委員会において書類審査により 4 者程度を選考し、プレゼンテーションを実施する。

企業の経営及び実績	企業の経営基盤は健全か。
	同種又は類似の業務実績があり、適切な経験及び実績を有しているか。
事業の趣旨	本市や沖縄県の現状及び課題を把握し、事業の必要性や趣旨を理解しているか。
事業実施体制	事業の実施体制は適切であるか。
事業の周知・広報の方法	宜野湾市民を積極的に募集できる手法となっているか。
	講座の開催場所は宜野湾市民が受講しやすい場所となっているか。
	OJT 受入企業を集めるための手法、スケジュールは効果的なものか。また、宜野湾市内の企業を OJT 受入企業としてより多く開拓していくことが可能か。
受講生の選考方法	就労意欲の高い人材を選考できる手法となっているか。
人材育成の手法	OFF-JT 研修カリキュラムとその選定理由は効果的な内容か。
	担当予定講師の経歴等。
事業終了後における継続就労の可能性	OJT 受入企業と受講生のマッチングの実施は効果的な内容か。

	OFF-JT・OJT から継続的な雇用へ繋げる支援となっているか。
	就労先や勤務形態、所得水準等から継続的な就労が期待できるか。
受講生に対するサポート体制	OJT 終了後に継続雇用とならなかった受講生への支援は効果的か。
	訓練生の状況確認や相談等へ迅速かつ適切に対応できるか。
	託児が必要な受講生への支援が充実しているか。
実施スケジュール	実施スケジュールは現実的で無理のないものとなっているか。
その他自社の優位性に関すること	その他自社独自提案の内容は事業の目的に沿った効果的なものか。
	企画提案者が市内事業者であるか。

## 10. 契約の締結

合計点数の最も高い企画提案を行った者を第1順位受託候補者とする。原則第1順位者と委託内容について協議を行い、委託契約を締結する。

ただし、本市と第1順位者との間で、委託内容の協議が合意に至らなかった場合は、次順位以降の者を繰り上げてその者と協議を行い、委託契約を締結する。

## 11. 選定結果の通知及び公表

受託候補者決定通知と併せて、応募者全員に得点及び順位を記載した選定結果を文書にて通知する。また、受託候補者との契約締結後、市ホームページにて公表する。

## 12. 選定スケジュール（予定）

公募及び質問受付開始	5月 8日（月）
質問受付締め切り	5月 11日（木）
質問に対する回答	5月 16日（火）
書類提出締め切り	5月 19日（金）
書類審査（一次審査）	5月 22日（月）～5月 25日（木）
一次審査結果通知	5月 25日（木）
プレゼンテーション審査（二次審査）	5月 30日（火）
二次審査結果通知（受託候補者決定通知）	6月 1日（木）以降

### 13. 留意事項

- (1) 効果的に事業を実施するため、事業内容（実施体制、金額等）について、本市と受託者において協議し、修正する場合がある。
- (2) 受託候補者の選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (3) 受託候補者の選定にあたっては、提案された内容等を総合評価し決定する。このため、事業を実施するにあたっては、本市と協議して進めていくものとする。したがって、提案された内容を全て実施することを保証するものではない。
- (4) 企画提案等の作成に要する経費は提案者負担とし、提出書類は返却しない。
- (5) 提出書類に虚偽の記載がある場合、提出された書類を無効とし、審査対象から除外する。